

金融機関向け IFRS ニュース 2020 年 5 月

クリックで、トーマツの HP へ

デロイトが発信する [IAS Plus](#) の情報等のうち、特に金融機関に関連性の高い情報(IFRS 関連に加え、日本基準や USGAAP 関連であっても関心が高そうな情報を含む)を日本語で集約しております(※1)。

<今月のハイライト>

- **IFRS 第 16 号「リース」の修正の最終化:**
IASB は、新型コロナウイルスに関連した賃料減免がリースの条件変更であるかどうかの評価を免除するよう基準を修正する「COVID-19 に関連した賃料減免(IFRS 第 16 号の修正)」を公表しました。
- **IASB 会議における IFRS 第 17 号「保険契約」の修正に関する議論:**
事前に示された 5 つの整理論点に加え、スタッフ・ペーパー投稿後に識別された 2 つの論点についても、追加の修正を行うことが暫定決定されました。
- **『IFRS in Focus - 新型コロナウイルス感染症に関連する会計上の検討事項』の更新:**
新型コロナウイルスにより生じ得る IFRS 会計上の重要な考慮事項について解説した、当ニュースレターの和訳が更新されました(代替的業績指標に関する新規セクションの追加等)。
- **新型コロナウイルスに関する情報サイトのリンク集:**
デロイトは、欧州証券市場監督局(ESMA)等の組織がそれぞれに開設している新型コロナウイルスに関する情報サイトのリンク集を作成しました。

<今月の記事一覧>

カテゴリー	発信元(※2)	記事のタイトル
COVID-19	DTT	『IFRS in Focus - IASB が、COVID-19 に関連した賃料減免(rent concessions)について、IFRS 第 16 号の修正を最終化』の和訳が掲載されました。
		デロイトが IFRS 解釈指針委員会の 2 つの暫定アジェンダ決定(IFRS 第 16 号「リース」関連を含む)についてコメントしました。
		『新型コロナウイルスに関する会計上の検討事項 - 従業員給付』が掲載されました。

		『Heads Up — CARES 法の給与保護プログラムに基づく返済免除の可能性のあるローンに係る会計及び報告上の考慮事項』が更新されました。
		『Heads Up — CARES 法のハイライト』が更新されました。
		新型コロナウイルスに関する情報サイトのリンク集を作成しました。
		『Financial Reporting Alert 20-2 — 新型コロナウイルス及び景気低迷に関連する財務報告上の考慮事項』が更新されました。
		『IFRS in Focus – 新型コロナウイルス感染症に関連する会計上の検討事項』の和訳が更新されました。
		『Heads Up — CARES 法及び規制当局の共同声明に基づく不良債権のリストラチャリング (TDR) に関する FAQ』が更新されました。
	IASB	IASB が新型コロナウイルスに関連した賃料減免に関する IFRS 第 16 号の修正を最終化しました。
		IASB が新型コロナウイルスの大流行を踏まえ会議の変更を公表しました。
	ESMA	欧州証券市場監督局 (ESMA) が新型コロナウイルスの大流行による半期報告書への影響に関する声明を公表しました。
	Accountancy Europe	欧州会計士連盟 (Accountancy Europe) が企業報告及びコロナウイルス危機に関するポッドキャストを公表しました。
	AAOIFI	イスラム金融機関に対する新型コロナウイルスの会計上の影響に関してイスラム金融機関会計監査機構 (AAOIFI) が声明を公表しました。
金利指標改革	DTT	デロイトが IBOR 改革プロジェクトのフェーズ 2 の成果である IASB の修正案に対しコメントしました。
	ASBJ	IASB 公開草案「金利指標改革 - フェーズ 2 (IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正案)」に対するコメント
金融商品	IASB	IASB が 2018–2020 年の年次改善サイクルを完了しました (金融負債の認識の中止に関する「10%」テストに含まれる手数料に関する修正を含む)。

のれん及び減損	IASB	IASB が財務諸表の表示 (PFS) に係る公開草案 (ED) 及びのれんに係るディスカッション・ペーパー (DP) についてウェビナーを開催します。
	EFRAG	EFRAG が IASB ののれん及び減損に関するディスカッション・ペーパーに対しコメント・レター案を公表しました。
引当金、偶発負債及び偶発資産	DTT	『IFRS in Focus – IASB は、IFRS 基準の狭い範囲の修正のパッケージを公表する』の和訳が掲載されました (当修正には、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正が含まれます)。
	IASB	IASB が不利な契約に関する IAS 第 37 号の修正を最終化しました。
表示及び開示	DTT	『IFRS in Focus – IASB は、「負債の流動または非流動への分類」の発効日を延期することを提案する』の和訳が掲載されました。
	IASB	IASB が IAS 第 1 号の修正の発効日を延期することを提案しました。
会議	IASB	2020 年 5 月の IASB 会議の議事メモ (DTT 作成) が掲載されました。
	IFRIC	2020 年 4 月の IFRS 解釈指針委員会の会議が開催されました。
	ASAF	2020 年 4 月の会計基準アドバイザリー・フォーラム会議の要約が公表されました。
	CMAC	2020 年 3 月の資本市場諮問委員会 (CMAC) 会議の要約が公表されました。
ワーク・プラン	IASB	IASB がワーク・プランを更新しました - 変更点の分析 (2020 年 5 月の 2 つの会議)。

※1 公式の翻訳ではありませんので、参考情報としてご活用ください。なお、時制は、各記事の掲載時点のものとなります。

※2 発信元の正式名称は末尾の[<凡例>](#)をご参照ください。

<記事本文>

◆COVID-19

(2020年5月29日)

[【トーマツ】『IFRS in Focus - IASB が、COVID-19 に関連した賃料減免 \(rent concessions\) について、IFRS 第 16 号の修正を最終化』の和訳が掲載されました。](#)

当ニュースレター(全 5 ページ)は、IASB が 5 月に公表した「COVID-19 に関連した賃料減免」(IFRS 第 16 号の修正)を概説しています。

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月13日)

[【DTT】デロイトが IFRS 解釈指針委員会の 2 つの暫定アジェンダ決定 \(IFRS 第 16 号「リース」関連を含む\) についてコメントしました。](#)

2020年3月に公表された IAS 第 12 号「法人所得税」、及び IFRS 第 16 号「リース」に関する IFRS 解釈指針委員会の 2 つの暫定アジェンダ決定について、デロイトがコメント・レターを公表しました。

うち、IFRS 第 16 号「リース」に関して、以下の見解を示しています。

- リースバックから生じる使用権資産をどのように測定し、その結果取引日に認識する利得又は損失の金額をどのように決定するのかについての明確化をアジェンダに追加しないという暫定決定を支持する。
- 加えて、IFRS 第 16 号においてコンフリクトが生じていると思われる箇所への対処、及び、負債の事後測定の範囲の拡大を提案している。

コメント・レター(全 2 ページ)は[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月18日)

[【DTT】『新型コロナウイルスに関する会計上の検討事項 - 従業員給付』が掲載されました。](#)

新型コロナウイルスに関するウェブキャスト・シリーズのうち今回は、従業員給付(約 7 分)について論じています。

合わせて以下も新たに投稿されています。

[『新型コロナウイルスに関する会計上の考慮事項 - 政府援助』](#)(約 7 分)

当ウェブキャスト・シリーズの一覧は[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月15日)

[【DTT】『Heads Up — CARES 法の給与保護プログラムに基づく返済免除の可能性のあるローンに係る会計及び報告上の考慮事項』が更新されました。](#)

当ニュースレター(全10ページ)は、5月9日に掲載した同タイトルのニュースレターの更新版です。

<主な変更点>

- SECスタッフとの議論を反映

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月15日)

[【DTT】『Heads Up — CARES 法のハイライト』が更新されました。](#)

当ニュースレター(全49ページ)は、4月9日に掲載した同タイトルのニュースレターの更新版です。

<主な変更点>

- SECスタッフとの議論を反映

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月8日)

[【DTT】新型コロナウイルスに関する情報サイトのリンク集を作成しました。](#)

新型コロナウイルスに関する多数の発行物が公表され、把握が困難になってきていることから、デロイトが有用と思われる情報サイトのリンク集を作成しました。

(以下一部抜粋)

組織	リンク	主なフォーカス
欧州証券市場監督局(ESMA)	COVID-19	欧州
英国財務報告評議会(FRC)	FRC COVID-19 Response	英国
デロイトUK	Regulatory, monetary and fiscal policy initiatives in response to the COVID-19 pandemic	英国及び汎ヨーロッパ
財務会計基準審議会(FASB)	FASB Response to COVID-19	米国

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月7日)

[【DTT】『Financial Reporting Alert 20-2 — 新型コロナウイルス及び景気低迷に関連する財務報告上の考慮事項』が更新されました。](#)

当ニュースレター(全 102 ページ)は、3 月 25 日に掲載された同タイトルのニュースレターの更新版です(付録 D に更新箇所の一覧が記載されています)。

<主な更新点>

- 新型コロナウイルスの大流行に関連した会計及び財務報告に係る最近の動向を反映

[今月の記事一覧へ](#)

(2020 年 5 月 4 日)

[【トーマツ】『IFRS in Focus- 新型コロナウイルス感染症に関連する会計上の検討事項』の和訳が更新されました。](#)

当ニュースレター(全 34 ページ)は、3 月 28 日に掲載した同タイトルのニュースレターの更新版です(付録 A に更新箇所の一覧が記載されています)。

<主な変更点>

- 新規セクションを追加(代替的業績指標、現金及び現金同等物、借入コストの資産計上、及び為替レート)
- 連結等のセクションに新規サブセクションを追加
- リース契約のセクションに IASB の公開草案を反映
- 顧客との契約から生じる収益等のセクションを一部更新

[今月の記事一覧へ](#)

(2020 年 5 月 1 日)

[【DTT】『Heads Up — CARES 法及び規制当局の共同声明に基づく不良債権のリストラクチャリング\(TDR\)に関する FAQ』が更新されました。](#)

当ニュースレター(全 22 ページ)は 4 月 15 日に掲載された同タイトルのニュースレターの更新版です。

<主な更新点>

- 2020 年 4 月 24 日のウェブキャスト「規制当局への質問: コロナウイルスの影響を受けた顧客と連携している金融機関のローンの条件変更及び財務報告に係る共同声明」に関して、連邦準備制度理事会、連邦預金保険公社、及び通貨監督局の職員と非公式に議論を行った結果を反映。

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月28日)

[\[IASB\] IASBがCOVID-19に関連した賃料減免に関するIFRS第16号の修正を最終化しました。](#)

国際会計基準審議会 (IASB) は、新型コロナウイルスに関連した賃料減免がリースの条件変更であるかどうかの検討を免除するよう基準を修正する「COVID-19に関連した賃料減免(IFRS第16号の修正)」(全14ページ)を公表しました。

<背景>

- 新型コロナウイルスの大流行により、一部の貸手は借手に対し賃料の減免を行っている。
- リース料に変更が生じた場合の会計上の影響は、IFRS第16号に規定されているリースの条件変更の定義に該当するかにより異なってくる。
- 当修正は、賃料減免の会計処理において、借手に実務上の救済措置を提供することを目的としている。

<修正>

- 新型コロナウイルスに関連した賃料減免がリースの条件変更であるかどうかを借手が検討することを免除する。
- 免除を適用する借手に、新型コロナウイルスに関連した賃料減免がリースの条件変更ではないかのように会計処理することを要求する。
- 免除を適用する借手に、その事実の開示を要求する。
- 借手は、IAS第8号に従って遡及的に適用し、比較金額を修正再表示せず、修正の適用開始から生じる差異を、借手が修正を最初に適用する事業年度の期首現在の利益剰余金(又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目)の期首残高に認識しなければならない。

<公開損案に対するフィードバックの検討結果>

- 実務上の救済措置の対象を、新型コロナウイルスに関連する賃料減免のうち当初の支払期限が2021年6月30日までのものに拡大する(公開草案では2020年中としていた)。
- 貸手に対する救済措置については、検討の結果、提供されないこととなった。

<発効日>

- 2020年6月1日(2020年5月28日時点で発行未承認の財務諸表及び期中報告書にも適用可能)

最終的な修正は[こちら](#)(IASBのウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月5日)

[\[IASB\] IASBが新型コロナウイルスの大流行を踏まえ会議の変更を公表しました。](#)

国際会計基準審議会 (IASB) は、6月のCMAC/GPF会議を延期(延期後の日程未定)し、7月のASAF会議をキャンセルしたことを公表しました。

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月20日)

[【ESMA】欧州証券市場監督局\(ESMA\)が新型コロナウイルスの大流行による半期報告書への影響に関する声明を公表しました。](#)

ESMAは、半期報告書における新型コロナウイルスの影響に関して透明性を求める公式声明を公表しました。

主な内容は以下の通りです：

- 直近の年次報告期間の終了時点では明らかとなっていなかった新型コロナウイルスによる財務リスクが生じている可能性がある。
- 当該リスクは、債務再交渉、新たな資金調達及びコベナンツ違反などにより明らかとなる可能性がある。
- ESMAは、半期報告書において直近の年次報告書以降の必要なアップデートを行うため、IFRS第7号「金融商品：開示」の要求事項(特に信用リスクや流動性リスクに対するエクスポージャー、及びそれらの感応度)について考慮するよう注意喚起している。
- ESMAは、これらの開示の一部が、IFRS第9号に基づく予想信用損失(仮定や判断の説明に係る開示を含む)にも関連していることを強調している。

詳細は[こちら](#)(ESMAのウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月18日)

[【Accountancy Europe】欧州会計士連盟\(Accountancy Europe\)が企業報告及びコロナウイルス危機に関するポッドキャストを公表しました。](#)

欧州会計士連盟は、コロナ危機の企業報告への影響について、特に銀行に焦点を当てたポッドキャスト(約22分)を公表しました。

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月22日)

[【AAOIFI】イスラム金融機関に対する新型コロナウイルスの会計上の影響に関してイスラム金融機関会計監査機構\(AAOIFI\)が声明を公表しました。](#)

当声明の目的は、新型コロナウイルスの大流行を受けて、経済的要因や政府介入により生じる関連問題を踏まえ、イスラム金融機関に対して、AAOIFIの財務会計基準(FAS)及び概念フレームワークの適用について明確化することです。

詳細は[こちら](#)(AAOIFIのウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

◆金利指標改革

(2020年5月25日)

[【DTT】デロイトがIBOR改革プロジェクトのフェーズ2の成果であるIASBの修正案に対しコメントしました。](#)

デロイトは、2020年4月9日に公表された、公開草案 ED/2020/1 「金利指標改革-フェーズ2 (IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号及びIFRS第16号の修正案)」について、コメント・レター(全12ページ)を公表しました。

コメント・レターは[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月18日)

[【ASBJ】IASB公開草案「金利指標改革-フェーズ2\(IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号及びIFRS第16号の修正案\)」に対するコメント\(ASBJのウェブサイトより\)](#)

ASBJは、IASBの公開草案「金利指標改革-フェーズ2(IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号及びIFRS第16号の修正案)」に対しコメントを公表しました。

- リスク要素のヘッジ対象指定に関する救済措置について、代替的な金利指標への最初の変更だけでなく、その後におけるさらに別の代替的な金利指標への変更も適用対象とすべきであると提案しています。

[今月の記事一覧へ](#)

◆金融商品

(2020年5月14日)

[【IASB】IASBが2018-2020年の年次改善サイクルを完了しました\(金融負債の認識の中止に関する「10%」テストに含まれる手数料に関する修正を含む\)。](#)

IASBは、「IFRS基準の年次改善2018-2020」を公表しました。当文書には、以下を含む4つの国際財務報告基準(IFRS)の修正が含まれています。

- IFRS第9号「金融商品」:金融負債の認識の中止に関する「10%」テストに含まれる手数料
 - 金融負債の認識を中止するかどうかを評価するにあたりIFRS9のB3.3.6項における「10%」テストを適用する際に、企業が含める手数料を明確にする。企業は、当該企業(借手)と貸手の間で支払うか、または受け取る手数料のみを含める。これには、借手または貸手のいずれかが、他方に代わって支払うか受け取る手数料が含まれる。

[今月の記事一覧へ](#)

◆のれん及び減損

(2020年5月22日)

[【IASB】IASBが財務諸表の表示\(PFS\)に係る公開草案\(ED\)及びのれんに係るディスカッション・ペーパー\(DP\)についてウェビナーを開催します。](#)

IASBは、6月初旬に以下のライブ・ウェビナーを開催する予定です。

- ディスカッション・ペーパー「企業結合－開示、のれん及び減損」に関するウェビナー：6月5日(金)午前11時(英国夏時間)(詳細は[こちら](#))
- 公開草案「全般的な表示及び開示」に関するウェビナー：6月10日(水)午前11時(英国夏時間)(詳細は[こちら](#))

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月30日)

[【EFRAG】EFRAGがIASBののれん及び減損に関するディスカッション・ペーパーに対しコメント・レター案を公表しました。](#)

欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、ディスカッション・ペーパーDP/2020/1「企業結合－開示、のれん及び減損」に対し、コメント・レター案(全66ページ)を公表しました。

- のれん償却の再導入に関する見解は示されていない。

[今月の記事一覧へ](#)

◆引当金、偶発負債及び偶発資産

(2020年5月19日)

[【トーマツ】『IFRS in Focus- IASBは、IFRS基準の狭い範囲の修正のパッケージを公表する』の和訳が掲載されました\(当修正には、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正が含まれます\)。](#)

当ニュースレター(全6ページ)では、2020年5月14日にIASBより公表されたIFRS基準の範囲を限定した一連の修正を概説しています。

修正には以下が含まれます。

- IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正： 契約の「履行コスト」が「契約に直接関連するコスト」で構成されることが明確化された。

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月14日)

[【IASB】IASBが不利な契約に関するIAS第37号の修正を最終化しました。](#)

国際会計基準審議会 (IASB) は、契約が不利かどうかを評価する目的で「履行するためのコスト」を算定する際に含めるべきコストに関する基準を改正する「不利な契約 — 契約履行のコスト (IAS 第 37 号の修正)」を公表しました。

<背景>

- IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」は、契約を履行するためのコストを算定するにあたってどのコストを含めるべきか定めていない。
- どのコストを含めるべきかについて異なる見解が存在しており、財務諸表に重要性な相違を生じさせる可能性があることから、含めるべきコストを明確化することとなった。

<修正>

- 契約の「履行するためのコスト」が「契約に直接関連するコスト」で構成されることが明確化された。
- 契約に直接関連するコストは、契約の増分履行コスト (例えば、直接労務費または材料費) 及び契約の履行に直接関連する他のコストの配分 (例えば、契約の履行に使用される有形固定資産の項目の減価償却費の配分) の両方で構成される。

<発効日>

- 2022年1月1日 (早期適用可能)

[今月の記事一覧へ](#)

◆表示及び開示

(2020年5月4日)

[【トーマツ】『IFRS in Focus- IASB は、「負債の流動または非流動への分類」の発効日を延期することを提案する』の和訳が掲載されました。](#)

当ニュースレター (全 4 ページ) では、IASB の公開草案 ED/2020/3 「負債の流動又は非流動への分類 — 発効日の延期」を概説しています。

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月4日)

[【IASB】IASBがIAS第1号の修正の発効日を延期することを提案しました。](#)

国際会計基準審議会(IASB)は、「負債の流動又は非流動への分類(IAS 第 1 号の修正)」の発効日の 1 年延期を提案する公開草案を公表しました(コメント期限: 2020 年 6 月 3 日)。

[今月の記事一覧へ](#)

◆会議

(2020 年 5 月 24 日)

[【IASB】2020 年 5 月の IASB 会議の議事メモ\(DTT 作成\)が掲載されました。](#)

2020 年 5 月 20 日・21 日に開催されたビデオ会議では、以下のトピックが議論されました(一部抜粋)。

■ [IFRS 第 17 号「保険契約」の修正](#)

【暫定決定】

- 以下の A.~E.の 5 つの整理論点、並びに、スタッフ・ペーパー投稿後に識別された F.及び G.の 2 つの論点について、追加の修正を行う。
 - A. 保険獲得キャッシュ・フローを除くキャッシュ・フローの事前認識
 - B. 保有する再保険契約—基礎となる保険契約に係る損失の識別
 - C. 保険収益—法人所得税
 - D. 残存カバーに係る負債及び発生保険金に係る負債の定義
 - E. 変動手数料アプローチ—OCI オプション及びリスク軽減オプションの同時適用
 - F. 見込みと異なる投資要素の支払に係る保険金融収益又は費用の取扱い
 - G. 関連する保険契約グループが認識される前に他の IFRS を適用して負債として認識された保険獲得キャッシュ・フローの取扱い

■ [維持管理及び一貫した適用](#)

【暫定決定】

- セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債: 事後的判断が求められる場合を除き、修正案を IAS 第 8 号に従って遡及的に適用する(早期適用可能)。

■ IBOR 改革及び財務報告への影響(口頭でのアップデートのみ、議事メモの作成がなくリンク先なし)

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#)(IASB のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

(2020 年 5 月 1 日)

[【IFRIC】2020 年 4 月の IFRS 解釈指針委員会の会議が開催されました。](#)

2020年4月29日に開催された当会議では、以下を含むトピックが議論されました。

- リサーチ・サマリー
 - [サプライチェーン・ファイナンス - リバース・ファクタリング契約](#) - リバース・ファクタリング契約に関連した負債の分類及び開示について(暫定決定なし)

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#)(IASBのウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月11日)

[【ASAF】2020年4月の会計基準アドバイザリー・フォーラム会議の要約が公表されました。](#)

2020年4月2日に開催された当会議では、以下を含むトピックが議論(一部抜粋)されました。

- IBOR改革及び財務報告の影響(第2フェーズ)
 - ASAFメンバーはIBOR改革により生じる変更によりヘッジ会計を中止しないとする公開草案の提案に大筋で合意した。
- のれん及び減損
 - FASBは新型コロナウイルス危機でより緊急を要する課題に対処するため、のれん及び減損のプロジェクトは保留としている。
 - 新型コロナウイルス危機において、ディスカッション・ペーパーに関するアウトリーチの実施は困難との意見が一部のメンバーより出た。
 - 他にもコメント期限の延長等が一部のメンバーより提案された。

議事メモ(全12ページ)は[こちら](#)(IASBのウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年5月14日)

[【CMAC】2020年3月の資本市場諮問委員会\(CMAC\)会議の要約が公表されました。](#)

2020年3月26日に開催された当会議では、以下を含むトピックが議論されました。

- IBOR改革及び財務報告への影響(第2フェーズ)
- 資本の特徴を有する金融商品
- 基本財務諸表: 公開草案「全般的な表示及び開示」

会議の要約(全9ページ)は[こちら](#)(IASBのウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

◆ワーク・プラン

(2020年5月25日)

[【IASB】IASBがワーク・プランを更新しました - 変更点の分析\(2020年5月の2つの会議\)。](#)

2020年5月に開催されたIASBの定例会議及び追加会議の結果を受けて、ワーク・プランが変更されました。

<主な変更点>

- メンテナンス・プロジェクト
 - ・ IFRS第16号「リース」及び新型コロナウイルス：公開草案に対するフィードバックの議論を2020年5月の会議で議論し、最終的な修正を5月28日頃に公表予定(5月29日時点で予定通り公表済)
- リサーチ・プロジェクト
 - ・ 動的リスク管理：コア・モデルのアウトリーチを2020年の第4四半期に実施予定(変更前：2020年下半年)

ワーク・プランは[こちら](#)(IASBのウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

<凡例>

略称	正式名称
AAOIFI	イスラム金融機関会計監査機構
AASB	豪州会計基準委員会
ABAF	ベルギー財務アナリスト協会
Accountancy Europe	欧州会計士連盟
AcSB	カナダ会計基準審議会
AIAF	イタリア金融アナリスト・コンサルタント協会
AICPA	米国公認会計士協会
ANC	フランス国家会計基準局
AOSSG	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ
ARC	会計規制委員会
ASAF	会計基準アドバイザリー・フォーラム
ASBJ	企業会計基準委員会
ASCG	ドイツ会計基準委員会
BCBS	バーゼル銀行監督委員会
BIS	国際決済銀行
CAQ	監査品質センター

略称	正式名称
CFA	CFA 協会認定証券アナリスト
CMAC	資本市場諮問委員会
DPOC	デュープロセス監視委員会
DTT(又は)デロイト(※3)	デロイト トウシュートーマツ
EBA	欧州銀行監督機構
EC	欧州委員会
ECB	欧州中央銀行
ECON	経済通貨委員会
EDTF	開示強化タスクフォース
EEG	新興経済グループ
EFFAS	欧州証券アナリスト協会連合会
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ
EIOPA	欧州保険・年金監督機構
ESAs	欧州監督機構
ESMA	欧州証券市場監督局
ESRB	欧州システミック・リスク理事会
FAP	タイ会計士連盟
FASB	財務会計基準審議会
FDIC	米連邦預金保険公社
FinREC	財務報告執行委員会
FRB	連邦準備制度理事会
FRC	英国財務報告評議会
FSB	金融安定理事会
FSI	金融安定研究所
GPF	世界作成者フォーラム
GPPC	6大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会
HKICPA	香港会計士協会
IAASB	国際監査・保証基準審議会
IAIS	保険監督者国際機構
IASB	国際会計基準審議会
ICAEW	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会
ICAI	インド勅許会計士協会
ICAS	スコットランド勅許会計士協会
ICPAK	ケニア公認会計士協会
IFASS	会計基準設定主体国際フォーラム
IFIAR	監査監督機関国際フォーラム
IFRIC	IFRS 解釈指針委員会
IFRS Advisory Council	IFRS 諮問会議
IFRS Foundation	IFRS 財団
IFRS Foundation Trustees	IFRS 財団評議員会
IOSCO	証券監督者国際機構

略称	正式名称
IVSB	国際評価基準審議会 (IVSC) の評議員会での議論について—2016年6月会議の概要—
IVSC	国際評価基準委員会
KASB	韓国会計基準委員会
MASB	マレーシア会計基準審議会
NCUA	全米信用組合管理機構
OCC	米通貨監督庁
OIC	イタリア会計基準設定主体
PAFA	汎アフリカ会計士協会
PIOB	公益監視委員会
PRA	英国健全性規制機構
WSS	世界会計基準設定主体

※3 「DTT(又は)デロイト」は、有限責任監査法人トーマツを含むデロイトのグローバルネットワーク組織を意味するものであり、「トーマツ」は有限責任監査法人トーマツのみを意味しています。

<お問い合わせ先>

有限責任監査法人トーマツ
金融インダストリーグループ

坂田響 (kyo.sakata@tohmatu.co.jp)、中井宏美 (hiromi.nakai@tohmatu.co.jp)

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイトアジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュートーマツ リミテッド("DTL"), そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を含みます。DTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTL および DTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

デロイトというブランドのもと、それぞれ独立したファームにいる数十万人ものプロフェッショナルが協力し、全世界で、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。これらのファームは、イングランドおよびウェールズで設立された保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド("DTL", または"Deloitte Global")のメンバーです。DTL、これらのメンバーファームおよびそれぞれとの関係法人により"デロイトネットワーク"は形成されています。

各メンバーファームおよび/またはその関係法人は特定の地域で、当該国もしくは当該複数国の法律およびプロフェッショナルに対する規制の下でサービスを提供しています。DTL の各メンバーファームの組織は、それぞれの国の法律、規制、実務慣行やその他の要因により異なり、それぞれがその担当地域で関係法人を通じてプロフェッショナルサービスを提供しています。

なお、DTL のメンバーファームまたはその関係法人によっては提供していないサービスがあるとともに、保証業務を提供しているクライアントに対しては、規則や規制に基づき、特定のサービスを提供できない場合があります。

DTLならびに DTL の各メンバーファームおよびその関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTL および DTL の各メンバーファームならびにそれら各々の関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたはその関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。デロイト組織は独立した複数のファームから構成されるグローバルネットワークであり、パートナーシップまたは単体のファームではありません。DTL ("Deloitte Global") はクライアントへのサービス提供を行いません。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.